

令和2年第7回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年7月31日（金）午後2時00分

場 所 表郷公民館

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（15名）

1番	鈴木俊信	委員	3番	根本一郎	委員
4番	小松勝恵	委員	5番	小泉光敏	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	16番	秋元幸一	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員（4名）

2番	熊崎新壽	委員	15番	塩田一也	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員

出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	鈴木信秋	委員
鈴木實	委員	邊見敏文	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
鈴木滋夫	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
大戸文治	委員	市川哲夫	委員
梨本清太	委員		

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

高橋 亨 委員

藤田 庸次 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 5 報告第1号 空き家に付属した農地指定について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副主査	三浦 隆史
大信分室長	新井 修治	東分室長	藤田 和宏

◎開 会

事務局長 皆さんおそろいでございますので、これより始めさせていただきますと思います。

相変わらず県内は天候不順が続いておりまして、農作物の生育や収穫時期への影響がはじめております。ここ1か月の日照時間ですけれども、平年の4割程度といった地域もあるとのことですので、来週からは晴れ間が広がるような予報ではありますけれども、一刻も早い梅雨明けとともに、暑さ、日差しとともに本格的な夏が来ることを期待したいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症予防対策ということで、これまで3回、参集人員を減らす形でこの総会を開催してまいりました。既に令和2年度、新年度に入りましてから4か月が経過しているわけではあります、事務局の体制が変わってから初めてといった委員さんも多数いらっしゃるものと思います。

そこで、改めて新任の事務局職員を紹介したいと思います。

申し遅れましたが、私、この4月に事務局長を仰せつかりました鈴木誠之と申します。

同じく、事務局主任主査の真船美和子でございます。

事務局（真船主任主査） よろしくお願ひします。

事務局長 同じく、大信分室長で大信事業課長の新井修治でございます。

事務局（新井大信分室長） 新井と申します。どうぞよろしくお願ひします。

事務局長 委員各位のご指導を仰ぎながら、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回白河市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の議案につきまして、一部変更がございます。

農地法第3条その2につきまして、去る7月27日付で申請人より申請取下げの申出がありました。

したがいまして、議事につきましては、農地法第3条関係が6件、第4条関係が1件、第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が20件、合わせて30件の議案をご審議いただくほか、空き家に付属した農地指定について、1件のご報告がございます。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

3月以来、5か月ぶりに皆さんの顔を見ることができました。コロナウイルスの蔓延ということで、思うような集まりもできない状態で今まで過ごしてまいりました。また第2波、第3波と言われるような事態も懸念され、その際には総会開催に関しては制約を受ける場合もありますので、皆さんよろしくご理解願います。

また、長梅雨でなかなか晴れないということで、局長の話の中にもありましたが、日照不足が非常に否めない状態です。ちょうど稲の穂が出るという時期で、すごく影響を心配しております。来週からは晴れるということなので、期待したいと思います。

本日は、合わせて30件の議案、それから、意見の報告ということなので、慎重な審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 審議に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、12番、有賀良雄委員、13番、富永進委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

2番、熊崎新壽委員、15番、塩田一也委員、17番、砂塚功委員、18番、北野唯道委員、高橋亨推進委員、藤田康次推進委員の6名であります。

◎議案第1号

会 長 議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。農地法第 3 条第 1 項の規定による申請があったので、農地法第 3 条第 2 項の規定により審議するものとする。令和 2 年 7 月 31 日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 議案を事務局より説明させます。

事 務 局（真船主任主査） それでは、3 ページをご覧ください。

【その 1 からその 7 朗読】

以上、その 1 からその 7 までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第 3 条その 1 について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区農業委員の早津です。

今回の申請について、去る 7 月 24 日、高橋亨委員と現地調査を譲渡人、譲受人と 4 名で行いました。申請内容について確認しましたところ内容については、間違いがないとのことでした。今回の所有権移転について周辺農地の影響は特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 3 について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

市川委員 東釜子東地区推進委員の市川です。

今回の申請について、去る 7 月 19 日、山内委員と現地調査を行いました。譲渡人の不在者財産管理人、小針司法書士には 7 月 22 日にお会いし、申請内容について確認をいたしました。譲受人と 7 月 19 日にお会いし我々と一緒に現地調査をいたしました。申請内容について確認し、双方とも申請内容に間違いがないということでもあります。皆様のご審議よろしくお願ひを申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

市川委員 東釜子東地区推進委員の市川です。

今回の申請について、去る7月19日に山内委員と現地調査を行いました。譲渡人の不在者財産管理人小針司法書士と7月22日にお会いし、申請内容について確認をいたしました。譲受人と7月19日にお会いし、申請内容について確認し、双方とも申請内容について間違いがないということでもあります。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当推進委員の鈴木です。

今回の申請について、去る7月19日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に7月15日に電話で確認をしました。双方とも申請の内容に間違いがないということでした。この田んぼですが、現在耕作されておりまして、周辺農地への影響は特にないと思います。皆様のご審議よろしくお願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当推進委員の高久亨です。

この案件ですが、北野委員と相談しまして、現地には来ていただくが、電話連絡で双方の方に確認しました。現地は北野委員も私も後日確認し、何ら問題ないかと思っておりますので、皆様の審議よろしくお願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区担当推進委員の穂積です。

今回の申請について、去る7月24日に深谷委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の譲受人の規模拡大による周辺農地への影響については特に問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、7ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地でございます。農用地区域内農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われれますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇地区担当の深谷です。

去る7月26日に申請者に電話で状況を確認いたしました。事務局のほうからコロナ、3密を避けるため電話で確認するということなので、そのようにいたしました。申請内容はこのとおりだということですので、皆様方の審議をよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

12ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地近傍小集団農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る7月26日、砂塚功委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人には、感染症予防のため電話にて申請内容について間違いないことを確認しました。申請地の北側はアパートが建ち、東側は市道になるので、戸建て住宅地、南側も戸建て住宅地であります。西側には農業用水路と未耕作の農地がありますが、排水計画では、汚水、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理して、東側市道道路側溝に排水するので、日照及び排水の問題はないと思われます。許可相当と判断しましたが、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の主として第1種農地以外事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

篠宮委員 白坂東地区担当の篠宮です。

許可申請内容について、去る7月21日、担当委員の山本委員、申請代理人と現地立会い、申請内容を確認いたしました。譲渡人、譲受人には電話で申請内容を確認したところ、間違いないとのことでした。転用することによる周辺農地に影響がないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、23ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫 2地区の大戸です。

去る7月25日、秋元委員、譲受人と現地を確認いたしました。申請内容については間違いがないということです。譲渡人は用事があったため電話にて確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないということです。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） 28ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和2年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第20号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第20号について原案のとおり承認いたします。

◎報告第1号

会 長 次に、報告第1号 空き家に付属した農地指定についてを事務局に朗読させます。
事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

36ページをご覧ください。

報告第1号 空き家に付属した農地指定について。白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第5条の規定により、下記のとおり指定したので、同基準第7条の規定により報告する。

所有者、指定所在地、調査日時等につきましては、記載のとおりでございます。

令和2年7月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（真船主任主査） 令和元年12月1日施行の白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の規定に基づき、令和2年6月30日に申請のありました案件につきまして、空き家に付属する農地として指定しましたので、同取扱基準第7条の規定に基づき総会に報告するものであります。

なお、この案件につきましては、7月6日に五箇地区担当委員の有賀委員、深谷委員が申請人配偶者立会いの下調査を行い指定した内容でございます。

参考といたしまして、今後の事務の流れを説明しますと、空き家に付属した農地に指定した旨の通知を本人に交付し、その写しをまちづくり推進課に提供いたします。まちづくり推進課は空き家バンクホームページに掲載します。まちづくり推進課では、空き家所有者と購入者が契約成立した際は農業委員会事務局に報告いたします。ただし、この時点では農地所有の権利移動にはなりません。所有者と購入者は、空き家に付属した農地の購入による所有権移転のため農地法第3条許可の申請をすることになります。なお、今回の空き家に付属した農地指定から1年以内の申請であれば、地区担当委員の現地調査は必要といたしません。農業委員会総会の決議を経て、農地法第3条許可となります。

以上です。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

そのほか皆様から何かございませんか。

篠宮委員。

篠宮委員 コロナで今まで全員で集まれなかったが、今後は、8月、9月、10月、11月と総会をやる予定でしょうか。

会 長 事務局から。

事務局長 全国に発出された緊急事態宣言が解除され併せて、各店舗に出してありました休業・自粛要請も解除されております。また国のほうで各種イベントを行う際の人数に関するガイドラインというものがございまして、これが8月1日から緩和されるということから、7月の総会からは全員集まって開催することで問題はないだろうと判断し今回は皆様にお集まりいただきました。

ただ、ご承知のように、大都市を中心に感染者が再度急速に拡大しております。現時点で改めて緊急事態宣言を出すまでは至っていませんけれども、今後何らかの自粛要請が来る可能性がございます。今月より本来の総会の形に戻しましたけれども、今後またひどくなるようでしたら、6月以前の形、いわゆる人数を減じ様子を見るということがないとも言えません。この辺は状況を見て、会長と協議の上、判断をさせていただきたいと思っております。

会 長 篠宮委員、今の件はいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会 長 そのほかにも皆様から何かしら。

なければ事務局のほうよりお願いします。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、私のほうから3点ほどご報告がございます。

1点目といたしまして、農業委員会活動記録簿についてお伝えいたします。

まずは第1期四半期活動記録の提出ありがとうございました。本記録作成につきましては、年間委員報酬の財源ともなっていることから、国からの交付金を受けることも関係しております。皆様方の活動を事務局側で把握するほか、交付金の会計検査等にも対応できるようにコピーを取らせていただきましたので、原本につきましてはお手元に返却させていただきます。お持ちいただき、今後の活動にご活用願います。なお、現地確認調査や農地集積に関連する農地法第3条に係る現地調査等、事務局で把握できる活動で記載漏れがあった場合は加筆させていただいておりますので、ご了承願います。

2点目、3点目については、小委員会で検討された内容に基づくものであります。

2点目といたしましては、農地転用許可申請に係る現地調査についてでございます。

第6回小委員会において、農地転用申請に係る現地調査については、当月の農地転用許可申請を総会議案として扱うか、小委員会で決定した後に調査を行うことが原則であることが確認されました。一方で、調査依頼から総会までの時間の制約があるため、申請については事前に地区担当委員に調査依頼をもって知らせておくことになりました。併せまして、申請代理人が設定されている申請の場合は、その旨を地区担当委員にお知らせできるよう今月より調査依頼の文面を変更しておりますので、今後、許可申請内容の調査依頼が届きましたら、ご確認願います。

3点目といたしまして、開催予定表の変更でございます。

2点目で申し上げましたとおり、農地転用許可申請に係る現地調査を行う場合、現行のままですと、小委員会と総会までの感覚が短く、地区担当委員の現地調査の日程調整が厳しい月が発生してしまいます。小委員会において、その解消策といたしまして、このような月に限り、申請締切日と小委員会開催日を早めることが決定されましたので、お手元に配付いたしましたとおり12月の申請締切日及び小委員会の日程を変更いたしました。来年以降は今回を参考に調整を図りながら開催予定を組んでまいります。

以上です。

会 長 ほかに。

事務局長 お疲れのところ大変恐縮ですが、私からもご連絡を申し上げたいと思います。

まず初めに、一般社団法人福島県農業会議主催の農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会の案内になります。

この研修会、ご承知のように毎年開催しているものでございます。今年度、県南地区は9月1日火曜日の開催となっております。例年ですと、希望者全員にご参加をいただいていたわけですが、今年度につきましては、感染症予防対策ということで、各農業委員会ごとに参加人数が割り当てられておまして、本市の農業委員会は4名になっております。本来ですと希望者を募るべきところではありますが、参加枠が非常に少ないものですから、会長と協議をいたしまして、4名の委員さんを我々のほうで選ばせていただいて、別途、参加できませんかということで、後日追って打診をさせていただければと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目です。

お手元にお配りしてございますが、農の雇用事業参加者募集の案内になります。

この事業ですけれども、新規就農者の雇用就農及び研修後の独立就農を促進するために、

農業法人等が就農希望者を雇用して、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修等を行う場合に、その経費の一部を支援するといった制度になってございます。ただいま、今年の8月28日を期限に参加者を募ってございますので、恐れ入りますが、直接県の農業会議まで、興味がある場合にはお問合せをいただければ幸いです。

次に、3点目でございます。

こちらも同様にお手元に資料をお配りしております。農業を経営する皆様へ、今、収入保険は様々なリスクから農業経営を守りますと書かれた資料となります。実は去る6月1日付で県の農業会議と、県の農業共済組合との間におきまして、この農業保険の加入促進に関して、お互いに連携協力をしていきたいと思いますといった協定が結ばれました。今年度県全体で3,000件、共済組合の白河支所管内では250件を目標にしているというお話でございます。つきましては、この保険情報の農業者への提供とともに、加入希望者がいらっしゃいましたら、事務局までご連絡をいただきたいとおもいます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、4点目ですけれども、農地移動適正化あっせん事業の際のあっせん基準の見直しについてでございます。

このあっせん事業の実施に当たりましては、市町村農業委員会があっせん基準を定めることになっておりまして、その1つとして、現在本市の場合は、受け手側が184アール以上の農地を経営していることといった、いわゆる基準がございます。ただ、この現在の基準は、平成21年に定めたものでございます。したがって、基準策定後10年以上が経過していること。もう一つといたしましては、農家1戸当たりの平均経営面積が拡大している中で、適切な見直しを行ってほしいといった通達があったことから、今年の11月を目途に見直しを進めていきたいと考えております。なお、この基準につきましては、農業委員会が定めるということになってございますので、事務局で基準案をつくり、別途総会でお諮りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、5点目、今年度の農業委員会の事業になります。

今年度の事業につきましては、今年3月に親睦会の役員会を開催いたしまして、4月に、歓送迎会。そして、その後は10月に県下農業委員大会への参加とその後に懇親会。11月中旬に先進地視察研修を行い、年が明けて新年会ということで、4つの事業をやっていくことに決定しております。先進地研修については11月中旬ということを進めておりましたが、ご承知のように、コロナの関係がございます。我々の方で行きたくても、相手方が受け入れるかどうか。当然受け入れるに当たっては、相当なリスクを負う訳でありまして、一方でバス

で行くということになれば密は避けられないということなものですから、リスクは大いにあります。実は今日この総会の前に、1時半から役員会を開催いたしまして、やはりリスクを冒してまでやるべきものではないだろうということで、取り急ぎ、本年度先進地視察を行うということにつきましては中止ということで決定をいたしました。なお、来年も任期はございますので、今後このコロナがどのようなことになるかということはあると思いますが、一応今年度については中止にいたしまして、来年以降にまた検討していくということになりましたので、ご承知おきいただければと思います。

最後に、次回の総会の日程でございます。

今回は、8月31日月曜日になります。午後2時より、今日と同じく、表郷公民館の集会室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第7回白河市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

(午後 2時55分)